

番号	実施要領の該当箇所	質問内容	回答
1	p.4 6. プレゼンテーションについて	プレゼンテーション時に説明のためのパネルや皆様に着用していただく試着見本は持参可能でしょうか。	プレゼンテーション時の説明は、実施要領p.4の6-(4)-①に記載のとおり、事前にご提出いただく提案書等に記載された文章、図、イラスト等及びサンプルの範囲内で行ってください。したがって、提案書に記載された内容を拡大表記したパネルであれば持参可能です。 試着見本については、実施要領p.3の5-(2)-①に記載のとおり、ブレザーのサンプルは4体以内となりますので、この4体以内のサンプルを用いた試着に限り可能といたします。
2	p.4 7. 選定方法 (2) 結果の通知	マスターメーカー選定に参加した場合は各審査の点数は開示して頂けるのでしょうか。 マスターメーカーに選ばれなかった場合は、選ばれたメーカーの点数と弊社の点数を開示して頂きたいと思っております。	マスターメーカーの選定結果は、参加いただいた全事業者に対し、選定されたか否かのみ書面にて通知させていただきます。また、マスターメーカーに選定された事業者名のみ、ホームページ上で公開いたします。その他の情報については、点数を含め、公開はいたしません。 いずれにしましても、実施要領p.4の7-(2)に記載のとおり、審査する委員及び審査の経過や結果などの審査に関する問い合わせや異議申立ては一切受け付けないものといたします。